

大府市告示第 52 号

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大府市契約規則（昭和 46 年規則第 5 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 7 日

大府市長 岡 村 秀 人

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 体育館長寿命化改修工事（以下「本工事」という。）
- (2) 路線等の名称 大府小学校
- (3) 工 事 場 所 大府市桃山町地内
- (4) 工 事 期 間 契約締結の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (5) 工 事 概 要
 - ア 建築工事
 - イ 電気設備工事
 - ウ 機械設備工事

2 入札方法等

- (1) 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならないものとし、電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 入札方法の詳細については、大府市建設工事等電子入札実施要綱によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て備えた者とする。

- (1) 愛知県内に本店又は支店を置き、かつ、当該本店又は支店において契約を締結する権限を有する者を置いていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこ

と。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、市に再度の入札資格審査の申請を行い、入札参加資格の認定を受けたものを含む。）であること。
- (4) 本工事に係る入札参加申込書の提出日から落札決定までの間において、大府市不正契約者等指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）（以下これらを「指名停止取扱要領」という。）に基づく指名停止又は指名見合わせの措置を受けている者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 大府市指名資格審査要綱に基づき、令和 8 年度及び同 9 年度の大府市入札参加資格審査の認定を受けている者で、当該認定に係る経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評点が 900 点以上（本市に本店を置いている場合は、建築一式工事の総合評点が 600 点以上）であること。
- (7) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、建設業法上の建築工事業に係る主任技術者等として専任で配置できること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。期限までに入札参加申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

・入札参加申込書の提出

- (1) 期 間 令和 8 年 4 月 7 日（火）の午後 1 時から令和 8 年 4 月 20 日（月）の正午までの、電子入札システム利用可能時間
- (2) 方 法 電子入札システムにより入札参加申込書に必要事項を入力して提出する。

5 設計図書等の配布

設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布は電子化しているので、設計図書等を入札情報サービスの入札公告からダウンロードすること。

・ダウンロードできる期間

令和 8 年 4 月 7 日（火）の午後 1 時から令和 8 年 4 月 23 日（木）の午前 9 時まで

6 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、質疑書（第1号様式）を持参又は電子メールにより提出すること。

(1) 提出先 大府市中央町五丁目70番地 大府市役所2階
総務部 行政管理課 gyosei@city.obu.lg.jp

(2) 受付日時 令和8年4月7日（火）から令和8年4月10日（金）までの午前9時から
午後4時まで

(3) 質疑書に対する回答

設計図書等に関する回答は、令和8年4月16日（木）までに入札情報サービスにて閲覧に供する。

7 予定価格

予定価格は、税抜き価格 199,980,000円

8 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

(1) 提出期間 令和8年4月21日（火） 午前9時から
令和8年4月22日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

ア 電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。この場合において、工事費内訳書への社印等の押印は不要とする。

イ 工事費内訳書は入札情報サービスに掲載されている様式を使用すること。

ウ 提出する工事費内訳書のファイル名は「工事費内訳書<会社名>」とすること。

（例：工事費内訳書〇〇〇〇株式会社〇〇支店）

9 開札予定日時及び開札場所

令和8年4月23日（木）午前9時00分

大府市役所 2階 総務部 行政管理課

10 入札に関する注意事項

(1) 入札は原則として電子入札システムにて行い、紙入札、郵便、電報による入札は認めない。

(2) 最低制限価格を設定する。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 工事費内訳書の提出がない場合は無効とする。

(5) 入札参加申込書を提出した後であっても、入札を辞退することができる。

- (6) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

1 1 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに大府市入札者心得書等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに送信のない入札並びに電子署名及び電子証明書のない入札は、無効とする。

1 2 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低入札価格提示者を落札候補者とし、入札参加資格の審査が終了するまで落札を保留するものとする。この場合において、最低入札価格提示者が複数ある場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(2) 事後審査に必要な書類の提出

開札終了後、落札候補者は、入札参加資格の確認等を受けるため、事後審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。ただし、最低入札価格提示者でない場合でも事後審査に必要な書類を求めることがある。

ア 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（第 2 号様式）
- (イ) 建設業許可証明書の写し
- (ウ) 経営事項審査結果通知書の写し
- (エ) 配置予定技術者調書（第 3 号様式）

イ 提出期限及び場所

- (ア) 提出期限 落札候補者となったことを知り得た日（4 月 23 日）の午後 4 時までに持参により提出しなければならない
- (イ) 受付場所 大府市役所 2 階 総務部行政管理課
- (ウ) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出に当たっての注意事項

- (ア) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された確認申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- (ウ) 提出期限を過ぎた後の確認申請書等の訂正又は差し替えは認めない。
- (エ) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

(3) 落札者の決定等

落札者の決定等は大府市指名資格審査委員会で行い、市長は、その結果をあいち電子調達共同システム（CAL S/E C）又は書面により通知するものとする。

(4) 入札の無効

落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、評価値が次に高い者として選定し、事後審査を行うものとする。

(5) 入札無効の理由の説明

前号の規定に基づき入札が無効とされた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を持参により提出しなければならない。理由は、説明を求められた日から7日（土曜日、日曜日及び休日は含まない。）以内に書面で回答するものとする。

1 3 入札保証金

入札保証金の納付については免除とする。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、大府市契約規則第30条の規定による銀行等の金融機関若しくは前払金保証事業を営む会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、大府市契約規則第31条の規定による履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、これを免除する。
- (2) 落札者は、速やかに契約保証方法通知書を提出し、契約予定日までに保証を付さなければならない。なお、契約予定日は、後日指定する。
- (3) 落札者が保証を付さなかった場合は、この契約は締結しない。

1 5 契約の締結

落札者は落札決定後、仮契約書を取り交わし、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年大府市条例第39条）第2条の規定に該当するため、当該工事請負契約の議会の議決を得たのちに本契約を締結する。

1 6 支払条件

(1) 前払金

落札者は、大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）第71条及び大府市公共工事前金払取扱要綱の定めるところにより、前払金及び中間前払金を請求することができる。この場合において、これらの額及び要件は次のとおりとする。

ア 前金払

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用に相当する額として必要な経費に係る前払金の限度額は、当

該契約に基づき各会計年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額（以下、「出来高予定額」という。）に10分の4を乗じて得た額とする。

イ 中間前金払

(ア) 工期の2分の1を経過していること。

(イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(エ) 中間前払金の限度額は、出来高予定額に10分の2を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

落札者は、大府市契約規則第53条により部分払を請求することができる。

17 契約書作成の要否

要

18 その他

(1) 入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書等、現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとし、これに伴う費用は入札金額に含まれるものとする。

(3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく工事であるため、落札者は建設リサイクル法第13条及び特定建設資材に係る解体に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づく書面等を提出すること。

(4) この公告に定めるもののほか、体育館長寿命化改修工事に係る制限付一般競争入札実施要綱、大府市契約規則、大府市入札者心得書、大府市公共工事請負契約約款等を遵守すること。

(5) 本契約を締結するまでの間に、落札者が大府市不正契約者等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「大府市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、大府市は一切の損害賠償の責を負わない。

19 問い合わせ先

大府市役所 総務部 行政管理課 契約検査係

大府市中央町五丁目70番地

電話：0562(45)6216（直通）

メール：gyosei@city.obu.lg.jp